

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

2025 年 4 月 3 日現在、企業会計基準委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、企業会計基準委員会における会計基準の開発に関する基本的な方針については、2022 年 8 月 30 日に公表した中期運営方針を参照いただきたい¹。

1. 開発中の会計基準

(1) 金融商品に関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討を行っている。

なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）については、減損に関する公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定である。

（検討状況及び今後の計画）

2022 年 4 月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）のモデル（ECL モデル）を開発の基礎として検討を進めている。現在、金融機関において適用される IFRS 第 9 号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発及び一般事業会社における取扱いに関する検討を継続しつつ、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の定め
の取入れ方並びに減損プロジェクトの範囲に含めた領域に関する金融商品の分類及び測定の定め等に関する検討を行っている。

(2) 四半期報告書制度の見直しへの対応

（主な内容）

企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という。）及び企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準（以下「期中会計基準」という。）の開発に向けて、検討を行っている。

¹ 中期運営方針については、ASBJ のウェブサイト
(https://www.asb-j.jp/jp/project/middle_plan.html) を参照のこと。

(検討状況及び今後の計画)

中間会計基準に関連する他の会計基準等の修正への対応については、2024年6月より検討を開始している。また、期中会計基準については、2024年10月より検討を開始し、各論点について検討を行い、公開草案の公表に向け審議を進めている。2025年4月に公開草案を公表することを目標としている。

(3) 後発事象に関する会計基準

(主な内容)

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

2024年12月より検討を開始している。

(4) 継続企業に関する会計基準

(主な内容)

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

2025年2月より検討を開始している。

(5) 法人税等に関する会計基準

(主な内容)

2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税等会計基準」という。)において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、今後、検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

今後検討を開始する予定である。

2. 開発中の指針(実務上の取扱いを含む。)

(1) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

(主な内容)

資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022 年 3 月 15 日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表した。2022 年 6 月 8 日にコメントを締め切り、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応を検討している。

(2) バーチャル PPA に係る会計上の取扱い

(主な内容)

2024 年 7 月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、バーチャル PPA (Power Purchase Agreement) に関して、現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられる取引を前提に、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2024 年 9 月より検討を開始し、各論点について検討を行い、2025 年 3 月 11 日に実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い (案)」(コメント期限：2025 年 5 月 30 日) を公表した。

(3) 繰延資産に係る会計上の取扱い

(主な内容)

2024 年 7 月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始することを予定している。

(4) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表にお



ける資本連結手続に関する実務指針²に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2017年10月より検討を開始している。

(5) 譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

(主な内容)

2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始することを予定している。

以 上

² 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」は、2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」として企業会計基準委員会に移管された。